

旅館業許可申請に必要な書類一覧

申請書類は、必要書類を完備して、営業開始の少なくとも 10 日程度前までには提出してください。

1 申請書 【様式第 1 号】

○ 営業の種類

旅館・ホテル営業

施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの

簡易宿所営業

宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で下宿営業以外のもの

下宿営業

施設を設け、1ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる営業

○ 旅館業法施行規則 5 条 1 項：季節営業（キャンプ場・スキー場・海水浴場等）、交通不便地域、一時的営業（体育会・博覧会等）、農林漁業体験民宿→ 規則 2 項・3 項に施設規準適用除外規定

該当する場合は、その内容を具体的に記載した書類

○ 旅館業法 3 条 2 項各号：該当する者があるもの。→ その内容を具体的に記載した書類。

2 上記（↑）に該当しない場合は**疎明書** …【保健所作成様式あり】

3 営業施設の構造設備の概要を記載した書類

構造設備が条例に規定する基準に適合する旨を具体的に記載した書類

… 様式は定まっていないが、**【保健所作成様式あり】** → 記入欄不足の場合は、追加してください。

4 法人の場合 … **定款**または寄付行為の写し、会社登記簿の写し。（原本照合してください）

法人役員等記入表※「旅館業における暴力団排除に関する合意書」に基づく警察照会に使用

5 構造設備の概要がわかる**図面**（**平面図**及び採光窓の寸法が記載された**立面図**等）

6 営業施設付近 150m以内の見取り図

法 3 条 3 項：周囲 100m の区域内に、学校・児童福祉施設・社会教育施設・（県条例施設：図書館・博物館・公民館・青少年教育施設・スポーツ施設等で、主として児童の利用に供されるもの）がある場合、清純な施設環境が害されるおそれがある場合は不許可。施設の意見書添付で許可できる。

7 浴場に使用する水が水道水以外の場合は、**原水の水質検査成績書**

旅館業法施行細則第 10 条第 1 号の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類
（検査項目：色度、濁度、pH、過マンガン酸カリ消費量、大腸菌群、レジオネラ属菌）

8 浴場のろ過配管系統図（循環ろ過装置・露天風呂・打たせ湯等がある場合）

9 その他の必要書類

(1) **消防法令適合通知書**（別記様式第 2）の**コピー**

（昭和 44 年 5 月 21 日付環衛第 9 0 7 2 号厚生省環境衛生課長通知、昭和 56 年 1 月 30 日付環指第 14 号厚生省環境衛生局指導課長通知等による）

(2) 建築基準法第 7 条第 5 項の規定による検査済証（**建築確認検査済証**）の**コピー**

(3) **旅館営業施設完成届出書**（新築大改築の場合）【様式第 2 号】… (2)と一緒に提出する

10 申請料金 **22,000円**の県証紙

※ 許可後に、保健所から交付する『**営業許可証**』は、原則として申請者に取りに来てもらいますが、郵送を希望する場合は、検査立入りの時に郵送用の切手（120円）を用意しておいてください。

令和元年 6 月現在

今治保健所 生活衛生課 生活衛生係 TEL. 0898-23-2500 (内 3 2 4)